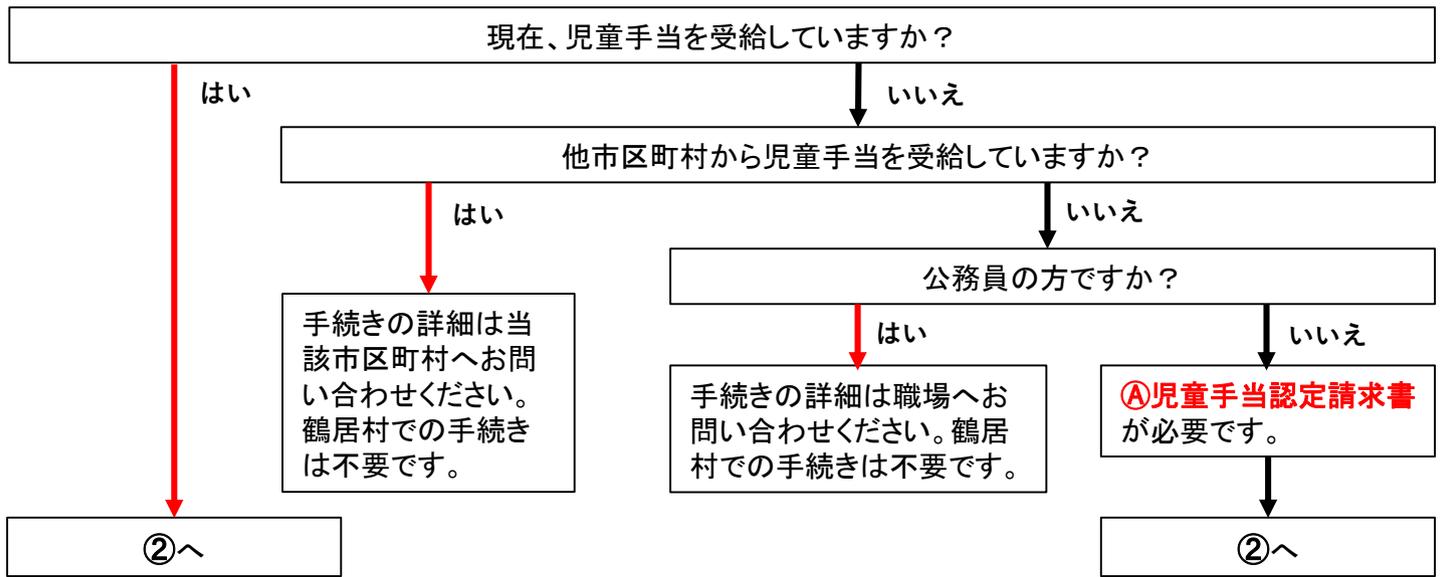


制度改正による必要書類確認フローチャート

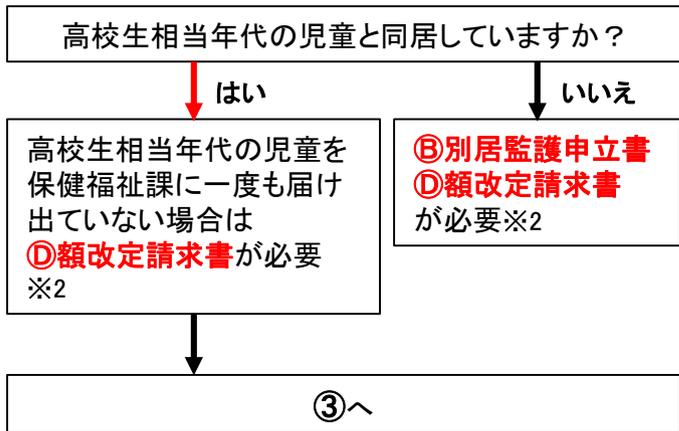
制度改正に伴い、ご家庭の状況によって必要書類が変わります。以下のフローチャートをご確認いただき、**①～④の該当する書類すべてを提出してください。該当する書類がない場合、手続きは不要です。**

① 児童手当の受給状況について



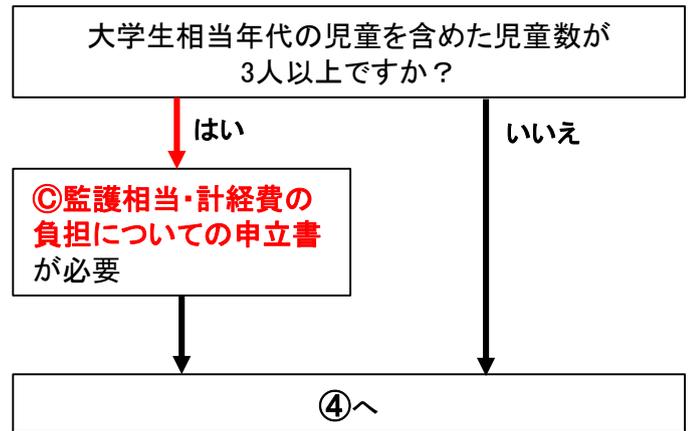
② 高校生相当年代(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)の児童※1がいる場合

高校生相当年代児童がいない場合は③へ



③ 大学生相当年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童※1※3がいる場合

大学生相当年代児童がいない場合は④へ



※1 該当年齢の児童が自身で生計を立てている場合は、児童として算定できません。

※2 ①で①児童手当認定請求書を提出する場合は①額改定請求書の提出は不要です。

※3 別居している児童を含みます。

④ 各種必要書類について(①から③で該当する書類がない場合は手続不要です)

①児童手当認定請求書

振込先口座情報が分かるもの(本人名義の通帳やキャッシュカード)の写しを添付してください。支給対象児童と別居している場合は、②別居監護申立書も提出してください。

②別居監護申立書

支給対象児童のうち、別居している児童について記入してください。

③監護相当・生計費の負担についての確認書

大学生相当年代の児童について記入してください。

④額改定請求書

保健福祉課へ届出をしたことがない高校生相当年代もしくは大学生相当年代の児童について記入してください。